

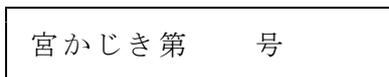
様式第一号（第三十一条関係）

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち手繰第三種漁業（第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。）	ミヤ手123
上記以外の小型機船底びき網漁業	ミヤ123

備考

各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

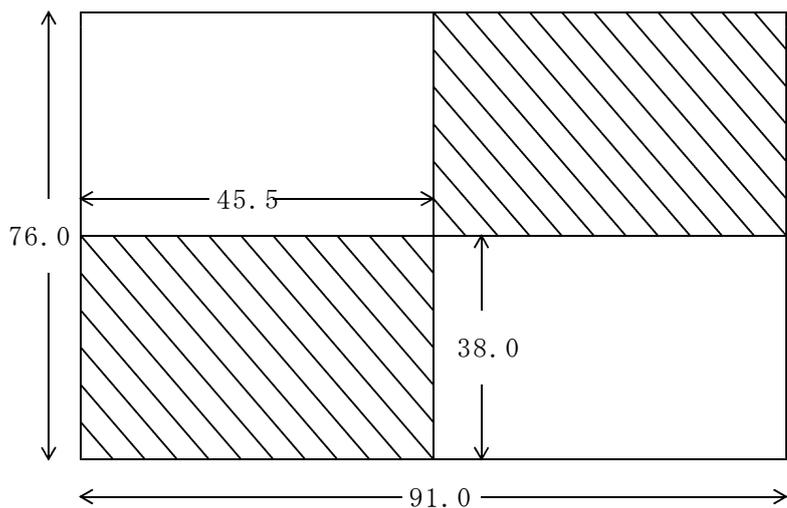
様式第二号（第三十一条関係）



備考

- 1 文字及び数字（許可番号）の大きさは、8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とする。
- 2 文字、数字（許可番号）及び枠は、夜光塗料を配合した朱色とする。

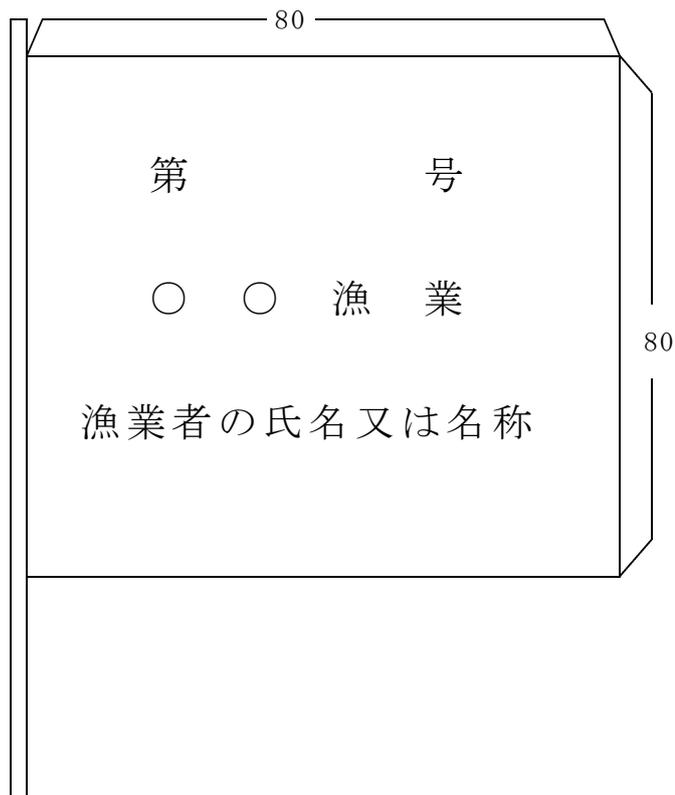
様式第三号（第五十六条関係）



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
  - 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 1 数字は、センチメートルを示す。

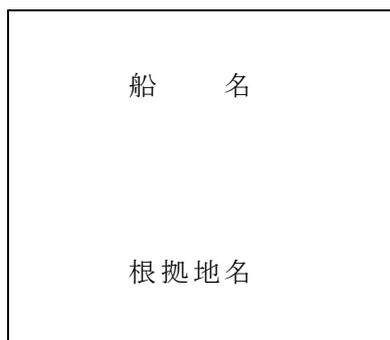
様式第四号（第五十九条関係）



備 考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

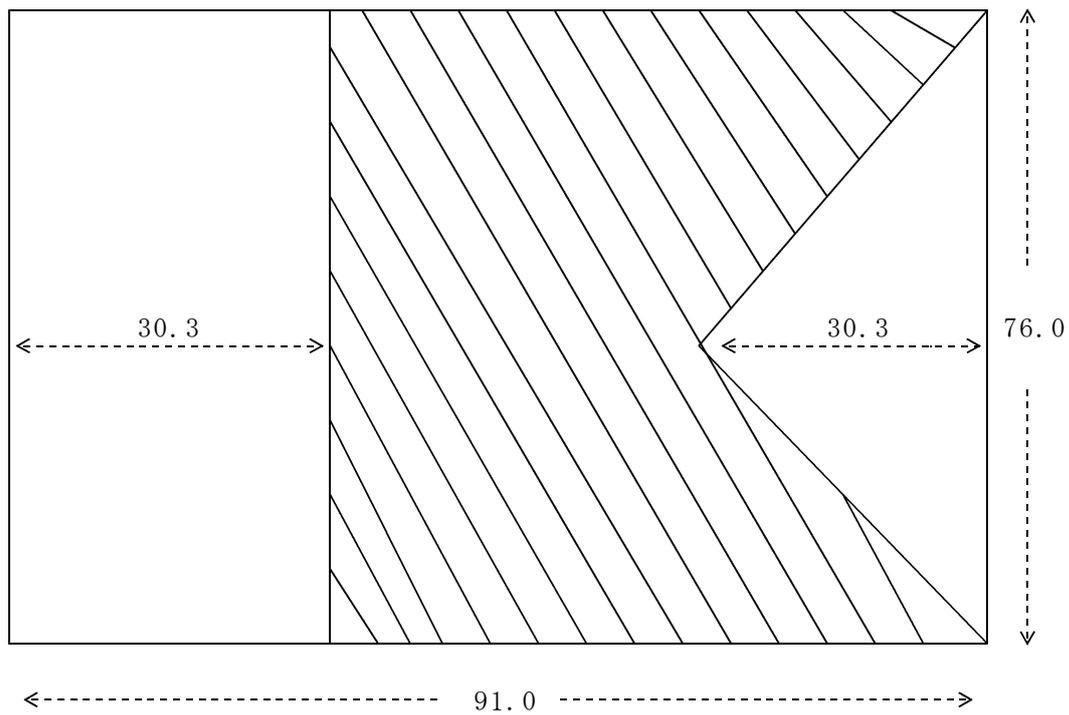
様式第五号（第六十一条関係）



備 考

- 1 標識は、黄色の布地とする。
- 2 標識の大きさは、縦横とも80センチメートルとする。

様式第六号（第六十二条関係）



備考

- 1 斜線の部分は藍であり，その他の部分は白である。
- 2 この旗は，国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「A」旗（私は，潜水夫をおろしている，微速で十分避けよ。）である。
- 3 数字はセンチメートルで示す。